

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案

旧		新	
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この任意約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使⽤します。</p>		<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この任意約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使⽤します。</p>	
用語	意味	用語	意味
1~31 (略)	(略)	1~31 (略)	(略)
32 IP通信網県間区 間伝送路	中継局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であつて、収容局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であつて、契約者を収容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。)と対向するものをいいます。以下同じとします。)と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号ロに規定する都道府県(以下、「西日本全域」といいます。)の区域をまたがるもの	32 IP通信網県間区 間伝送路	中継局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であつて、収容局ルータ(インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であつて、契約者を収容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。)と対向するものをいいます。以下同じとします。)と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第6項第1号及び第2号に規定する都道府県(以下、「東日本全域」「西日本全域」といいます。)の区域をまたがるもの
		<p>附則(令和8年6月2日相制第155500000892号) (実施時期) 1 この改正規定は、令和8年5月27日から実施します。</p>	